



主な業務内容(案)

目的・方向性	具体的な業務内容
<p>① 総合相談: 子ども家庭支援全般に係る業務</p> <p>子ども家庭総合支援拠点を中心に、子どもの権利を保障し、世代間連鎖を防ぐため、養育環境全般について、総合的に相談に対応する。それぞれの相談等を家庭全体の問題としてとらえ、関係機関等から必要に応じて情報収集する。 また、地域全体の社会資源の情報等の把握を継続的にを行い、市民が自主的に活用しやすいような情報提供を行う。</p>	<p>・実情の把握(家庭環境、経済状況、子どもの特性等養育環境全般、居所不明時の確認、子どもの貧困など)</p> <p>・情報提供(児童福祉サービスも含めた地域全体の社会資源等を情報収集したもの)</p> <p>・相談対応(子ども・家庭に関する相談全般) ▶子どもとその家庭及び妊産婦等からの一般子育てに関する相談 ▶養育困難な状況や虐待等に関する相談 等</p> <p>・サービス調整/包括的相談支援等 ▶個々のニーズ、家庭の状況に応じた課題解決のための支援 ▶各関係機関が連携しつなぎを行い包括的支援の結び付け 等</p>
<p>② 養育支援: 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務</p> <p>養育環境などのリスクの有無や程度を適切に見極め、なおかつ、予防的な視点でのかかわりを重要視しながら支援を行う。そのために、各支援機関等とのりしろのある、きめ細かな支援を目指す。</p>	<p>・相談、通告の受付</p> <p>・事前の情報収集を基に受理会議を開催と検討</p> <p>・事実関係を整理するための調査等</p> <p>・調査結果を踏まえた情報分析と課題整理(アセスメント)</p> <p>・検討会議による支援方針と支援計画の決定</p> <p>・支援、指導、児童記録票作成</p>
<p>③ 連携協働: 関係機関との連絡調整</p> <p>養育環境などの課題やリスクなどの段階に応じた対応が可能となる、複数機関の連携体制の構築に向けた、総合調整機能の拡充を図る。</p>	<p>・要保護児童対策地域協議会の活用</p> <p>・児童相談所との役割分担と連携協働(定期的な情報交換、連絡調整)</p> <p>・庁内関係課の連携(健康課、学校教育課、福祉課 発達支援室等) ▶情報交換、情報共有、支援方法の検討、検討会議等調整</p> <p>・他関係機関、地域の各種協議会等との連携</p>
<p>④ その他の支援が必要な子ども・家庭の支援</p> <p>一時保護等の措置後から方向性を注視し、スムーズな移行支援のために、多職種・多機関が連携し、切れ目や段差のない支援を目指す。世代間連鎖を防ぐためにも、支援の狭間にある課題に対応し誰もが困らない支援につなげられる体制を検討する。</p>	<p>・一時保護等措置解除後の子どもや家庭の支援</p> <p>・里親支援</p> <p>・非行相談、不登校相談への対応</p> <p>・DV相談への対応</p> <p>・ヤングケアラーへの支援</p> <p>・ペアレントプログラムによる子育て支援</p>